意匠権	判決年月日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
権	事件番号	令和6年(ネ)第10086号部

○ 意匠に係る物品を「収納容器」とする意匠権に基づく侵害行為差止等請求につき、 被告商品に係る意匠は原告意匠と類似しないとした事例

(事件類型) 意匠権侵害行為差止等 (結論) 原判決一部取消

(関連条文) 意匠法23条、24条

(関連する権利番号) 意匠登録第1472070号

(原判決) 東京地方裁判所令和3年(ワ)第20229号

判 決 要 旨

- 1 本件は、原告意匠権を有する控訴人・被控訴人(1審原告)が、被控訴人・控訴人(1審被告)による被告商品の販売等は原告意匠権を侵害すると主張して、被告に対し、意匠法37条1項及び2項に基づき、被告商品の販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、意匠権侵害の不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案である。
- 2 原判決は、被告商品に係る意匠(被告意匠)は原告意匠と類似するとして、被告商品の販売等の差止め及び廃棄を求める請求を認容し、損害賠償請求を一部認容し、1審原告のその余の請求を棄却したところ、1審原告及び1審被告が、それぞれその敗訴部分を不服として控訴した。
- 3 本判決は、概要、以下の理由により、原判決の1審被告敗訴部分を取り消し、同 部分及び控訴審における拡張請求に係る1審原告の請求を棄却した。
 - (1) 意匠に係る物品の性質、用途、使用態様の考慮

需要者である一般消費者からみて、収納容器としての使いやすさや持ち運ぶ際の便利さの観点からは、原告意匠の構成態様のうち、収納容器全体の形状である基本的構成態様①(平面視で略楕円形の上面と底面からなる逆略楕円錐台形状をなす本体(基本的構成態様①-1)、本体長手方向の両端上部に設けられた縄紐からなる一対の把手(基本的構成態様①-2))が注意を強く惹く部分である。

また、室内の床等に置いて使用する際のインテリアの一部としての観点からは、基本的構成態様①に加え、本体の滑らかな側面(具体的構成態様②-1)、太さのある縄紐や大きな止め結び等からなる把手の形状(同③)、長辺が中央部に向かって緩やかに下降し、短辺は中央部に向かって緩やかに上昇する曲線を描く本体上辺の形状(同④)が、需要者の注意を強く惹く部分である。

他方、本体の形状の比率(具体的構成態様②-2)、本体底面の突起(同⑤) は、需要者の注意を惹く部分とはいえない。

(2) 公知意匠の参酌

公知意匠を参酌すると、前記(1)のとおり需要者の注意を惹く部分といえる基本的構成態様(1) - 1、(1) - 2、具体的構成態様(2) - 1、(3) 及び(4) は、個別にみれば、いずれかの公知意匠に存在する構成である一方、これらの構成態様を全て備えた公知意匠は見当たらない。

以上を踏まえると、原告意匠の新規な創作部分は、これらの構成を組み合わせ、全体として統一的な美観を起こさせる構成とした点にあるというべきであるから、基本的構成態様①、具体的構成態様②-1、③及び④は、いずれも原告意匠の要部を構成する。

(3) 原告意匠と被告意匠の対比

原告意匠と被告意匠を比較すると、基本的構成態様①、具体的構成態様②-1、③、⑤において共通し、具体的構成態様②-2について比率が若干異なる点(差異点1)、具体的構成態様④について、本体上辺の形状全体が水平な直線形状である点(差異点2)において差異がある。

このうち、差異点2については、個人消費者が収納容器を斜め上方から見下ろして観察した場合においても、原告商品等の各画像や原告意匠権に係る斜視図をみると、本体の上辺の形状が需要者の印象に残り難いということはできず、曲線を描く上辺全体の形状はむしろ認識しやすく、美観に与える影響は大きいというべきである。

(4) 類否の判断

被告意匠は、具体的構成態様④において異なるから、基本的構成態様①、具体的構成態様②-1、③が共通するとはいえ、原告意匠の要部において異なることになる(なお、公知意匠に存在する構成である点はいずれも同様である。)。

原告意匠を全体的にみても、要部に係る各構成態様からなる収納容器本体は、 曲線的な柔らかい印象を与え、縄紐からなる把手とあいまって、全体的に自然 で柔らかみのある統一的な印象を与えるのに対し、上辺が水平な直線形状であ る被告意匠は、全体的にみると、他の構成が共通するにも関わらず、一部が平 板で、原告意匠とは異なる美感を生じさせるものということができる。

以上を総合すると、原告意匠と被告意匠は、要部において差異があり、かつ、 当該差異が需要者の視覚を通じて起こさせる美感に与える影響は大きく、前記 の共通点を考慮して全体的に考察してみたとしても、両者が需要者の視覚を通 じて起こさせる美感を共通にするものということはできない。

したがって、被告意匠は、原告意匠と類似するとは認められない。